

智頭石油株式会社行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年10月 1日～ 令和8年 9月30日までの 5年間

2. 内容

目標1：有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

＜対策＞

- 令和3年 10月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和3年 11月～ 1時間単位の有給休暇取得のニーズを把握する
- 令和3年 11月～ 計画的な取得に向けた体制の検証をする
- 令和3年 12月～ 社員が取得しやすくなる方法を部門長で検討し決定する
- 令和4年 1月～ 新たな制度や方法を社員へ周知し実施

目標2：学生や学生以外の若者の工場見学及びインターンシップの受け入れを行う。

＜対策＞

- 令和3年 10月～ 受け入れ体制について検討開始
- 令和3年 11月～ 受け入れを行う工場や部署への説明及び体制作り
- 令和3年 12月～ 関係行政機関、学校との連携
- 令和4年 3月～ 社員への周知
- 令和4年 4月～ 工場見学及びインターンシップの受け入れ開始